おかやま森づくりサポートセンター規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、おかやま森づくりサポートセンターという。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を倉敷市羽島1083に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、健全で緑豊かな森林を守り育てるため、広く県民が森林及び森林活動に関する理解及び関心を深め、森づくり活動への積極的な参加を促進するとともに、森林ボランティアグループ等が行う自主的な森づくり活動を支援することにより、「県民が育て楽しむ森づくり」を推進することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 森づくり活動に関する相談窓口
 - (2) 森林ボランティアグループの交流促進
 - (3) 森づくり活動に関する情報の提供
 - (4) 資機材の管理・貸出
 - (5) 植樹のつどい等の開催
 - (6) 森林ボランティアグループへの支援
 - (7) その他、目的達成に必要な事業

(用語の定義)

- 第5条 本規約において、「森づくり活動」とは次の内容を示すものとする。
 - (1) 森林を守り育てるための樹木の植栽から保育(下刈り、枝打ち、除・間伐)までの 一連の作業全般及びその作業を行うための技術習得等
 - (2) きのこ栽培、炭焼き等森林の恵みを活用する行為全般
 - (3) 森林浴、自然観察会等森林と親しむ行為全般
 - (4) その他、第3条の目的に合致する行為全般

第3章 会員

(会員)

第6条 この団体の会員は、この団体の目的に賛同し、おかやま森づくりサポートセンターの運営に協力できる森づくり活動を行う団体で構成する。

(入会の資格)

- 第7条 この団体の会員の資格を有する団体は、次の全ての要件を満たす団体とする。
 - (1) 県内に事務所を有し、5名以上の構成員で活動する団体
 - (2) 組織の運営に関する規程(規約、会則等)がある団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にない団体
 - (4) 政治活動や宗教活動を主たる目的としない団体
 - (5) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的としていない団体

(入会)

- 第8条 会員として入会しようとする団体は会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
 - 2 会長は、前項の入会申込書の提出があったときは、運営委員会の議決によって、その加入の諾否を決し、その旨を申込者に通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員の団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名 することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ ならない。
 - (1) この規約等に違反したとき。
 - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類及び定数)

- 第12条 この団体に次の役員を置く。
 - (1) 運営委員 6人以内
 - (2) 監事 2人
 - 2 運営委員のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

- 第13条 運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。
 - 2 会長及び副会長は運営委員の互選とする。

(職務)

- 第14条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、その職務を 代行する。
 - 3 運営委員及び監事は、運営委員会を構成し、運営委員会は、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
 - 4 監事は、この団体の業務及び財産の状況を監査する。

(任期等)

- 第15条 運営委員及び監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員によって就任した運営委員及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残期間とする。
 - 3 運営委員及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、 その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第16条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 2 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第17条 この団体の事務を処理するため、この団体に事務局を置く。
 - 2 この団体の事務局は、備中地区林務団体事務局に置く。
 - 3 事務局には、事務局長その他職員を置く。
 - 4 事務局長その他の職員は、会長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第18条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

- 第20条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算
 - (3) 毎事業年度の事業報告及び収支決算
 - (4) 運営委員及び監事の選任又は解任
 - (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第21条 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集 の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は会長があたる。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

- 第25条 総会における議決事項は、第22条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第26条 会員は、それぞれ一個の議決権を有する。

- 2 会員は、第22条第2項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により、議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 4 第2項の代理人は、この団体の会員でなければならない。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数(書面議決者又は議決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5)総会の議長の氏名

第6章 運営委員会

(構成)

第28条 運営委員会は、運営委員及び監事をもって構成する。

(権能)

- 第29条 運営委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第30条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 運営委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

- 第31条 運営委員会は、会長が招集する。
 - 2 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 会長は、運営委員会の議長となる。

(議決)

- 第33条 運営委員会における議決事項は、第31条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
 - 2 運営委員会の議事は、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数でこれを決する。

(議決権等)

第34条 運営委員は、それぞれ一個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により、議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 4 運営委員会の議事に特別の利害関係を有する運営委員は、その議決に加わることができない。
- 5 監事は、運営委員会において、意見を述べることはできるが、議決に加わることが できない。

(議事録)

第35条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員及び監事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面議決権を行使した者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)決議を要する事項について特別の利害関係を有する運営委員があるときは、当該運営委員の氏名
- (6) 運営委員会に出席した役員の氏名
- (7) 運営委員会の議長の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3)事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この団体の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に 定める。

(会計の原則)

- 第38条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。
 - (1) 会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
 - (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。

(事業計画及び予算)

第39条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経 なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この団体の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、 会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

(解散)

第43条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠亡
 - 2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、総会に出席した議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この団体の公告は、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第45条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを 定める。

(インターネットのメールによる通知)

第46条 第22条第2項及び第31条第2項中の総会及び運営委員会の書面による招集通知はインターネットのメールによる通知に代えることができる。

附則

第1条 この規約は、この団体の設立の日から施行する。

第2条 経過措置

1 平成26年5月27日 総会においた一部改正(第12条関係)

入会申込書

年 月 日

おかやま森づくりサポートセンター会長 殿

住 所名 称代表者氏名

印

おかやま森づくりサポートセンター規約第8条第1項の規定によりおかやま森づくりサポートセンターへ入会します。

退 会 届

年 月 日

おかやま森づくりサポートセンター会長 殿

住所名称代表者氏名

印

おかやま森づくりサポートセンター規約第10条の規定によりおかやま森づくりサポートセンターから退会します。

議決書

年 月 日

おかやま森づくりサポートセンター会長 殿

住所名称代表者氏名

印

私は、おかやま森づくりサポートセンターの 年 月 日開催第 回 総会招 集通知記載の議案について、次のとおりこの書面をもって議決権を行使します。

議案 第1号 の件 原案に賛成・反対 # 第2号 の件 # 賛成・反対 # 第3号 の件 # 賛成・反対 (以下列記する)

委 任 状

年 月 日

おかやま森づくりサポートセンター会長 殿

住 所 名 称 代表者氏名

印

私は、をもって、代理人と定め、次の権限を委任します。

1 おかやま森づくりサポートセンターの 年 月 日開催第 回 総会に出席し、あらかじめ通知のあった議決事項についての議決権を行使すること。